

## 甲府市公共施設等マネジメント（設備更新等）業務 質問書への回答

**本回答は、甲府市公共施設等マネジメント（設備更新等）業務の提案募集要領（以下「募集要領」という。）及び業務要求水準書（以下「要求水準書」という。）と一体のものとして、同等の効力を持つものとします。**

### Q1 要求水準書 P11 新規設備の所有 関係

契約満了後、物件を無償譲渡させて頂く契約の場合、契約期間中の固定資産税について応募者は負担しないという認識でよろしいでしょうか。

Ans. 要求水準書 P11「（6）新規設備の所有」のとおり、業務期間中の設備の所有権は、受託者にあります。また、業務契約期間終了後の所有権については協議することができる又は本市が要求した場合に所有権の移転業務を行うこととしています。

応募者が固定資産税を負担しない内容の提案をする場合においては、企画提案書の中で、当該想定固定資産税額を明記するとともに、当該費用の負担者等を明らかにしてください。

### Q2 使用する印鑑

甲府市の競争入札参加資格を有している事業者の場合、本件各提出書類にて使用する印は、入札参加資格申請時に届け出た使用印の押印との認識よろしいでしょうか。

Ans. お見込みのとおり。

### Q3 要求水準書 P19 2-4. その他提案（自由提案）

その他提案（自由提案）の費用は、業務委託費用（597,327 千円（税込））には、含まれていない（別途費用）という認識でよろしいでしょうか。

Ans. 要求水準書 P19「（3）留意事項」のとおり、提案は本業務委託料の上限額の範囲内において、実施可能な内容を提案してください。

ただし、本業務とは別に、継続協議を希望する民間提案（要求水準書 P19「（1）民間提案制度の適用」とするもの）がある場合は、別途「自由提案書」の中で費用等（本業務委託料には含まないもの）を明示するものとしています。

#### Q4 入札保証金・契約保証金等

本事業において、入札保証金、契約保証金は免除の認識でよろしいでしょうか。

Ans. お見込みのとおり。

#### Q5 募集要領 P15 ⑤提案価格表関係

募集要項 4.契約までの流れ (5) 参加の受付⑤提案価格表 (P15) に業務委託料を施設別かつ業務別に算出してくださいと記載がございますが、業務別とはどのような項目を想定されていますでしょうか。

(例：新規設備への更新のための、初期費用と維持管理費用)

また、業務委託料上限は、各施設別ではなく、総額として597,327千円(税込)であるとの認識でよろしいでしょうか。

Ans. 募集要項 P15～16 の⑤の中【施設別対象業務】のとおり、施設別の対象業務は、「2-1 業務計画書等の作成」、「2-2 新規設備への更新等(照明設備、空調設備)」、「2-3 エネルギー調達の最適化」及び「2-4 その他提案」に加え、租税や点検費用等、各事業者の提案内容により必要項目を追加いただくことを想定しています。

なお、「租税」については、Q1の回答に関連し、提案金額に含まない金額についても、募集要領 P16「業務委託料」にある「対象施設毎の算出表」の中で明示してください。

業務委託料上限については、お見込みのとおり。

#### Q6 応募者等

業務委託契約(新規設備への更新等)において、リース会社(業務統括役割会社)が受託し、又は請け負うことが建設業法に抵触する可能性がある業務を含んでいる場合は、リース会社(業務統括役割会社)は、新規設備更新等役割会社とグループを組んでこれを受託し、当該新規設備更新等役割会社を工事業務等にあたらせるとともに、当該グループの代表としてリース会社(業務統括役割会社)が業務委託契約(新規設備への更新等)を締結するという認識で宜しいでしょうか。

また、提案募集要項記載のとおり、グループにて参加する場合、エネルギー調達役割を担う者のうち、電力供給を担う事業者のみが、電力需給契約を締結するとの認識で宜しいでしょうか。

Ans. 事業の事業実施における法令等適合のリスクは、応募者に帰属するものとします。

応募に係るグループ形成等の要件は、特に定めておりませんので、リース会社のみならず、設備更新の施工業者様が代表企業となること又は業務委託契約を締結することが可能です。

電力需給契約の締結については、お見込みのとおり。

## Q7 インデックスの貼り付け

参加応募資料及び企画提案書の紙媒体にはインデックスの貼付は必要でしょうか。

Ans. 円滑な審査に向けて、インデックスの貼り付けにご協力ください。

## Q8 提案額の変更

要求水準書の「2-3.エネルギー調達の最適化」の「(4) 電力供給」(15頁)及び「⑥電気料金の提案方法」(17頁)「○電気料は、将来的な価格変動や稼働状況により変動することが見込まれるため、本市は、エネルギー供給計画の内容等を踏まえつつ「電力需給契約」を締結のうえ、当該電気使用料を電力需給契約者に支払うものとします。」(15頁)及び「○原則として、契約期間は同一単価とします。」(17頁)について、契約期間中(供給期間中)の契約単価について、経済情勢の変動による市場価格の変動等により単価が不適切と判断した場合、単価変更の協議を申し出る場合がありますが、ご了承いただけますでしょうか。

Ans. 原則として、契約期間は同一単価であり、要求水準書P21「(4) 提案業務費の遵守」のとおり、提案した業務費は、業務期間にわたって遵守いただくものとしています。

ただし、要求水準書P23「(10) 本市と事業者の責任分担」等のとおり、事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は事業者が合理的な根拠を示したうえで別途協議を行うことができます。

## Q9 要求水準書P23 (10) 本市と事業者の責任分担関係

要求水準書の「2-3.エネルギー調達の最適化」の「(4) 電力供給」の「⑨その他」(18頁)「○電気メーター取替え設置工事等、電力供給に係る工事その他諸費用については、受託者の負担とします。」とありますが、発注者の都合による工事(設備変更など)の工事費については、発注者負担となります。

この点の認識は一致しているという理解でよろしいでしょうか。

Ans. 要求水準を満たすために必要な諸費用は、すべて受託者の負担となります。

また、要求水準書P23「(10) 本市と事業者の責任分担」の②のとおり、その他、本業務の実施において、本市が責任を負うべき合理的な理由があるものや、提案段階で分担が決定されていないものについては、別途協議のうえ決定するものとしています。

## Q10 中央部市民センター設置の既設太陽光発電設備

中央部市民センター設置の既設太陽光発電設備について、設置年、発電容量、利用用途等の詳細をご教示ください。

Ans. 設置：平成15年9月17日 発電容量：30 KVA

利用用途：所内消費及び余剰電力の売電

## Q11 要求水準書 P16 予定契約電力

要求水準書 P16 記載の予定契約電力について、電力算定に使用した空調機器・照明等の仕様や台数のわかる根拠資料を頂けますでしょうか。

上記根拠資料とは異なる設備更新計画(都市ガス式→電気式空調機等)の場合、要求水準書の予定契約電力値が変わる可能性がございますが、宜しいでしょうか。

Ans. 要求水準書 P16 に記載しております「予定契約電力」は、本業務の対象施設の実績値から算出したものであり、設備の仕様や台数等に基づき算出したものではないため根拠資料をお示しすることはできません。

契約電力につきましては、環境負荷の低減、CO<sub>2</sub> 削減及び光熱費削減等の観点から熱源変更を伴う設備更新を実施した場合等において、変更するものと理解しております。

## Q12 第7号様式関係

○ 温室効果ガス排出量計算書【第7号様式】の使用料算出シート 表2「空調設備」の記入において、設備更新後の性能能力(最大値)は、電気は冷・暖房時の各最大消費電力を記入とし、都市ガス・LPG・灯油は冷・暖房時の各最大燃料消費量を記入するものと考えて宜しいでしょうか。

○ 年間エネルギー消費量の算出について「性能能力 × 稼働時間」となっていますが、性能能力ではなく、それぞれ EHP であれば消費電力、GHP であればガス消費量、吸収式冷温水機であれば灯油消費量ではないでしょうか。

Ans. お見込みのとおり、性能能力表(カタログ)に記載された、冷房・暖房別の、電気については、「消費電力〔電気特性〕(kW)」、ガスは「ガス消費量(kW)」、灯油は「灯油消費量(kW)」を記入してください。

なお、第7号様式の入力に関する問い合わせは、電話での質問を受け付けていますので、お問い合わせください。

環境部 環境保全課 担当者 楠(くすのき) 渡邊 電話 055-241-4312

## Q13 要求水準書 P21 完成期限の遵守関係

新型コロナウイルス感染症や半導体等のサプライチェーンのひっ迫等の事業者の責ではなく、外的要因等の事由により、工事遅延等が発生した場合には、即時ペナルティとはならず工事期限の延長等について別途ご協議頂けるとの認識でよろしいでしょう。

Ans. 要求水準書 P21「(6) 完成期限の遵守」において、工期については、受託者の企画提案書において提案された完成期限を遵守するものとしています。

ただし、要求水準書 P1「(3) 要求水準書の変更」及び P23「(10) 本市と事業者の責任分担」に示すとおり、事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合等においては、事業者が合理的な根拠を示した申し出を行うことにより、別途協議を行うことができるものとしています。

#### Q14 要求水準書 P15 電力需給契約

電力需給契約は本事業代表者が代表して提案を行い、本事業契約締結前に電力需給契約締結となりますが、契約締結はエネルギー調達役割の電力供給を担う事業者と御市にて直接契約を締結するという考え方で良いですか。

Ans. お見込みのとおり。募集要領 P15 の⑤及び P17 の⑥のとおり、電力需給契約に係る価格の提案（第5号様式）は、代表事業者が行い、電力の需給契約は第6号様式を作成する事業者（電力需給契約締結予定者）と市が直接締結するものとしています。

#### Q15 要求水準書 P18 ⑧料金の請求

現状、各施設に指定管理業者が管理・運営を行っているに記載がありますが、電力需給契約を締結後、使用した電気料の請求先は各施設の指定管理業者となりますか。

Ans. 要求水準書 P18「⑧料金の請求」のとおり、電気料金の請求は、各請求書をまとめ、甲府市教育委員会の総務課に送付するものとしています。

#### Q16 要求水準書 P10（5）新規設備の維持管理

○ 要求水準書 P10（5）新規設備の維持管理について、維持管理計画に基づき、必要な維持管理を行うとありますが、フロン排出抑制法の点検等の必要な点検のみとし、フィルター清掃等の日常的な業務内容については、各施設の指定管理業者にて行うということで良いですか。

○ 空調機の維持管理について、室内機のフィルター清掃は業務範囲でしょうか。それとも施設側が行うのでしょうか。

Ans. 要求水準書 P10「（5）新規設備の維持管理」の①のとおり、フィルター清掃等を含め、新規設備の必要な維持管理は、すべて本業務に含むものとします。

#### Q17 要求水準書 P7 業務計画書関係 更新作業の期限等

本事業を行うにあたり、新規設備への更新は全ての施設をいつまでに整備完了する必要がありますか。

また、更新作業を行うにあたり夜間作業等の時間の制約は生じますか。

Ans. 要求水準書 P21「（6）完成期限の遵守」において、工期については、受託者の企画提案書において提案された完成期限を遵守するとしており、施設ごとの詳細な事業期間は、提案いただいた内容を踏まえ、優先交渉者交渉における「設備更新等計画案」の作成過程において本市との協議により定めていくことになります。

なお、作業については、施設の使用状況により、土日祝日作業等の時間的制約は生じます。

また、夜間に作業を行うことは基本的に行わないものとなりますが、本市がやむをえないと認めた場合においては、施設管理者及び近隣などの同意を得て行うものとなります。

### Q18 要求水準書 P7 業務計画書関係 事業期間

各施設の設備更新後の引き渡し時期が異なる為、供用開始時期も異なります。

全ての設備更新が完了し、全ての施設の引き渡し完了からの事業期間開始となりますか。

Ans. 募集要領及び要求水準書において、業務期間は「約 10 年間」としております。

具体的な業務期間は、要求水準書 P7「2-1 業務計画書等の作成」のとおり、優先交渉者交渉における「業務の工程」や「設備更新等計画案」の作成過程において本市との協議により定めるものとしていますが、本市としては、すべての施設の引き渡し後に事業期間開始とすることが、望ましいと考えています。

### Q19 募集要領 P10 公募に関する質問

現地見学後、質疑事項が生じた場合、質疑提出期間が過ぎてしまいます。その際は、質疑の提出及び回答をいただくことは不可ということですか。

Ans. 次のとおり追加質問を受け付けることとします。

受付期間	令和 3 年 12 月 10 日（金）～12 月 13 日（月）17:00 必着
質問方法	質問書（第 9 号様式）を使用し、作成した Word ファイルを E-mail に添付し提出してください。（電話や口頭での受付は行いません。）
送付先	甲府市 行政経営部 契約管財室 公共施設等マネジメント担当 E-mail : <a href="mailto:ro5qbe@city.kofu.lg.jp">ro5qbe@city.kofu.lg.jp</a>
送付件名	E-mail の表題は「【2 回目質問】甲府市公共施設等マネジメント業務」としてください。
回答	質問への回答は、令和 3 年 12 月 17 日（金）を目途に本市 HP へ掲載します。 電話や口頭での回答は行いません。 なお、回答内容は募集要領及び要求水準書と一体のものとして、同等の効力を持つものとしします。

※ 提出いただいた質問内容に不明な点がある場合は、質問書（第 9 号様式）に記入いただいた電話番号へ連絡させていただく場合があります。

### Q20 要求水準書 P5（2）履行期間

要求水準書 P5（2）履行期間について、電力需給契約の日から 2 年間以上とありますが、業務委託期間との差異が発生する期間については、市が新たにエネルギー調達役割を選定するという認識ですか。（仮に業務委託契約期間 10 年、電力需給契約 2 年の際、残り 8 年間について）

Ans. お見込みのとおり。本需給契約終了後の残期間については、別途電気需給契約を公募していくこととなります。

## Q21 要求水準書 P6 (3) ④支払方法等

支払いについては契約期間の各年度にわたる均等払いとし、支払い回数と時期及び調整方法等については優先交渉権者と協議とありますが、当月分翌月払い（120 ヶ月・毎月均等払い）のご検討もいただけるということですか。

Ans. 要求水準書 P6「④ 支払い方法等」のとおり、契約期間の各年度ごとの均等払を基本とし、要求水準書 P7「2-1・業務計画書等の作成」に示す、「本市の事務効率化（事務量の軽減策）」の観点から、より効率的な支払方法の提案を求めるものとします。

## Q22 募集要領 P6 3. 応募条件

募集要領 P6 3. 応募条件 (3) ③代表事業者は管理責任者を定めることとありますが、技術系の有資格者という意味でなく、本事業の遂行責任者という認識でよいですか。

Ans. お見込みのとおり。

募集要領 P6「(3) 応募者の資格等」の③～④のとおり、管理責任者は、本業務全体のプロセスを適切に計画、実行及び管理するため、常に業務全体を把握し、業務に従事する者を指揮・監督し、業務の円滑な進捗に努める者としています。

## Q23 募集要領 P20 (6) 選考審査

募集要領 P20 (6) 選考審査②スケジュールについて、企画提案書提出が 1 月 7 日までに対して、選考審査の実施日時との連絡については 12 月 22 日から 28 日となっております。

こちらは参加表明書を出したグループに対し、提案書提出の期日より先に日時と場所の連絡を行うということですか。

Ans. 企画提案書の提出は、令和 4 年 1 月 7 日までとしておりますが、参加表明をいただく、本募集への参加受付は令和 3 年 12 月 13 日（月）～12 月 22 日（水）の 17:00 までとしており、当該参加受付を締め切る令和 3 年 12 月 22 日（水）から 12 月 28 日（火）の間で審査の日程及び場所を連絡することとしています。

## Q24 要求水準書 P6 支払方法関係

本事業は議会での予算取得を行った後に契約締結とありますが、債務負担行為にて 10 年間の予算を取得いただくという認識でよいですか。

Ans. お見込みのとおり。債務負担を設定する予定です。

## Q25 辞退

優先交渉権者となった後の詳細協議の結果、協議が整わず辞退した場合、ペナルティは発生しますか。

Ans. 優先交渉権者交渉期間内の辞退について、ペナルティが発生することはありません。

なお、業務契約後に業務の継続が困難となった場合の措置等については、契約書において定めるものとしています。

## Q26 要求水準書 P1 (3) 要求水準書の変更関係

事業契約締結後に天災などで想定していた工期に遅れ等が生じた場合、協議により変更は可能ですか。

Ans. 要求水準書 P1 の 1 - (3) のとおり、災害や事故等によって要求水準の変更及び当該変更に伴う契約変更を行う場合があります。

## Q27 募集要領 P6 3. 応募要件 (1) 応募者 ③

「協力事業者」とは、応募者が直接契約する事業者という認識でよろしいでしょうか。

Ans. お見込みのとおり。

## Q28 募集要領 P8 (6) ② 提出書類の取り扱い・著作権

「法令等適合のリスクは、提案者に帰属する」とありますが、提案から実施までの期間に法令等の改訂などで、法令等に適合するために追加が発生する場合は、契約期間の延長や契約金額の変更等は協議できると解釈して宜しいでしょうか。

Ans. 要求水準書 P1 の 1 - (3) のとおり、法令等の変更により、業務が著しく変更されるとき等において、要求水準の変更及び当該変更に伴う契約変更を行う場合があります。

## Q29 募集要領 P14 ③事業者構成表

業務総括役割、新規設備更新等役割（照明・空調）、エネルギー調達役割を担う事業者毎に記載してください、とありますが、その他役割の事業者は不要という理解でよろしいでしょうか。

Ans. 募集要領 P6 (2) のとおり「その他役割」とは、「その他提案（自由提案）（以下「自由提案」という。）に基づく業務遂行の責を負うもの」としています。

自由提案の提案方法については、要求水準書 P19 2-4 の「(2) 提案方法」に従い、必要な書類を提出していただくこととします。

なお、第3号様式への記載は不要です。

### Q30 募集要領 P9 ⑤複数提案等の禁止

1 応募者が複数の応募をすることはできないと記載がありますが、あるコンソーシアムの新規設備更新役割の応募者になっていても、他の応募者の協力事業者にはなれるという認識でよろしいでしょうか。

Ans. お見込みのとおり。第2号様式に記載する「応募者」に限る禁止事項であり、第3号様式に記載する「協力事業者」を禁止するものではありません。

### Q31 募集要領 P19 ⑩関係書類

本市の入札参加資格のない協力業者は次の書類を出してくださいとありますが、その他役割の事業者は提出不要でしょうか。

Ans. お見込みのとおり。

その他役割を担う事業者の関係資料は、具体性を検討する「優先交渉権者交渉」の段階で提出を求めるとします。

### Q32 募集要領 P23 ③評価項目 自由提案書 要求水準書 2-4 関係

「基本方針」とは、水準書 P2(5)本業務の基本方針と同義でしょうか。

Ans. お見込みのとおり。

### Q33 募集要領 P19 ⑩関係書類

本市の競争入札参加資格のない協力事業者が提出する書類の中に「納税証明書」がありますが、何の納税証明が必要でしょうか。

Ans. 協力事業者が所在する市町村の「法人市町村民税」の納税証明書を提出してください。

### Q34 募集要領 P23 ③評価項目 自由提案書 要求水準書 2-4 関係

自由提案については、今回の対象施設に限定せず、広く公民連携による SDGs の達成、という理解でよろしいでしょうか。

Ans. お見込みのとおり。今回の対象施設に限定するものではありません。

公民連携による本市の SDGs の達成に必要な「経済」、「社会」、「環境」の三側面を統合した幅広い視点から、実効性のある提案をお待ちしております。

### Q35 要求水準書 P5 2. 業務内容 (3) 業務委託料

業務委託料の中に「租税」が含まれることとなりますが、リースや E S C O、エネルギーサービスすべての方式において租税を含む金額を提示するということがよろしいでしょうか。

Ans. お見込みのとおり。「第 5 号様式 提案価格書」に含めない租税についても、募集要領 P 16「業務委託料」にある「対象施設毎の算出表」の中で、すべての「租税」の額を明示してください。

### Q36 要求水準書 P7 2-1 業務計画書等の作成

業務計画書等について、「受託者」が作成することになっていますが、これは優先交渉権者が契約・受託した後に作成するという認識でよろしいでしょうか。

Ans. 要求水準書 P7 の業務計画書等の策定では、「受託者」が策定するとしておりますが、実際には、同ページ (3) のとおり、優先交渉権者が「業務計画書等 (案)」を作成することとしています。

また、当該計画書等 (案) の内容に基づいて契約を締結し、契約の締結を以て当該計画等を確定することになります。

なお、本応募の段階では、提案工程表【第 8 号様式】にて、工程等の概要を記載のうえ提出してください。

### Q37 要求水準書 P13 ⑨、図面 9-2 ⑨南庁舎 空調

EHP について、仕様一覧表と要求水準書に記載の対象設備の数が異なると思われます。

また平面図と仕様一覧表の部屋名称が異なるため、更新対象機器を正しく判断することができません。

簡単なもので構わないので、対象機器の現況配置図を頂けないでしょうか。

Ans. 別途配置図を作成のうえ、甲府市ホームページで公開します。

(令和 3 年 12 月 2 日掲載済)

### Q38 要求水準書 P13 ⑨、図面 9-2 ⑨南庁舎 空調

図面 9-3 の EHP 仕様一覧表に記載の番号 1, 2 の花菱コミュニティルームの空調機について、要求水準書に該当する機器が見つからず、室外機品番から 2014 年 5 月以降に販売された機器と見られることから、更新対象外と思われるのですが、この解釈でよろしいでしょうか。

Ans. お見込みのとおり。

### Q39 要求水準書 P13 ⑨、図面 9-2 ⑨南庁舎 空調

「同室内にGHPとEHPがある場合は、原則としてGHPのみで能力を決定し更新」とありますが、EHPを廃止してGHPの能力増強や室内機追加を行い必要空調能力を満たす、という解釈でよろしいでしょうか。

またその場合、既設EHPの撤去を行う必要があるのでしょうか。

Ans. GHPの能力低下によりEHPを追加した箇所もあるため、負荷計算及び省エネ計画に基づき能力を決定し、機器を選定してください。

また、既設EHPは撤去してください。

### Q40 要求水準書 P19 (3)

再エネ設備導入等、既設の躯体や設備の現況によって成果物が左右される提案を行う場合、落札後の調査に基づく検討の結果、提案時に想定した仕様を満足することができず、実施可能な仕様と齟齬が生じる可能性があります。左記の場合、事業者は責を負わないものと認識してよろしいでしょうか。

Ans. 原則、要求水準書P1「(3) 要求水準書の変更」に明記している以外の変更は認めません。

また、要求水準書P20(1)基本事項の③において、受託者は、提案業務費を遵守し、本要求水準書の業務と自らが企画提案した業務を確実に実施するものとしていますので、成果物が左右されることのないよう、各施設の現況を踏まえた提案をお願いします。

リスク分担については、要求水準書P23「(10) 本市と事業者の責任分担」を確認ください。

### Q41 要求水準書 P19 (3)

「①業務委託料の上限額」の範囲内で実施可能な内容"の解釈についてお伺いします。

複数の提案を行う場合、実施に要する費用の総額が左記の上限額の範囲内に収まる必要がありますか。

それとも、総額は超過するものの、規模や組み合わせを貴市にご判断頂くことで、上限額の範囲内に収まるような提案は容認いただけるでしょうか。

Ans. 要求水準書P19「(3) 留意事項」のとおり、提案は本業務委託料の上限額の範囲内において、実施可能な内容としてください。

ただし、本業務と合わせて実施することにより、高い相乗効果が得られるものや、本業務とは別に、継続協議を希望する民間提案（要求水準書P19「(1) 民間提案制度の適用」とするもの）がある場合は、本市で判断できるよう、別途「自由提案書」の中で、必要な費用、規模及び効果等を明示してください。

#### Q42 要求水準書 P19 2-4.その他提案（自由提案）3行目

「2-1～2-3 の業務と合わせて実施することにより高い相乗効果が得られるもの」とありますが、今回の対象施設または施設の職員や利用者等に関する業務が評価対象であって、それらに直接関係のない業務は評価対象外という理解でよろしいでしょうか。

Ans. 募集要領 P 23「③評価項目」中、要求水準書 2-4 関係の欄で示しているとおり、質問の「直接関係のない業務」についても、要求水準書 P 2「（5）本業務の基本方針」との整合、公民連携による SDGs の達成効果及び本市との役割分担及び費用分担の観点から、自由提案として評価いたします。

#### Q43 要求水準書 P19(1)民間提案制度の適用

「インセンティブ」とは何を意味するのでしょうか。

例えば、事業費や必要経費の全部または一部と理解して構わないでしょうか。

Ans. 事業費や必要経費の全部または一部を付与するものではありません。

この場合のインセンティブとは、提案いただいた内容の事業化に向け、公募を実施する際の「当該提案者への加点」、または「提案者との随意契約」等の付与を行うものです。

#### Q44 第 2 号様式 応募者実績

第 3 号様式の事業者構成において、参画する協力事業者も記載することですが、第 2 号様式において、協力事業者の実績も記載すべきと考えますがいかがでしょうか。

Ans. 第 3 号様式において、協力事業者の実績を追記してください。

協力事業者の実績記入方法は、第 2 号様式の実績記入方法と同様とします。

#### Q45 第 8 号様式 提案工程表

受託後、施設別に工事着工した場合、完工した順に稼働が開始されますが、事業期間は施設毎に定められるでしょうか。

Ans. 施設ごとの事業期間は設定しません。

ただし、工期については、要求水準書 P 21「（6）完成期限の遵守」において、受託者の企画提案書において提案された完成期限を遵守するものとしています。

なお、工期及び事業期間の詳細については、要求水準書 P 7「2-1 業務計画書等の作成」に従い、優先交渉者交渉における「設備更新等計画案」の作成過程において、提案内容を踏まえながら、本市との協議により決めていくことになります。

なお、本市としては、すべての施設の引き渡し後に、一括して事業期間を開始することが、望ましいと考えています。

